

参考資料集

医師の働き方改革にかかる医療法第25条 第1項に基づく立入検査について

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

立入検査項目

医師の働き方改革関係の医療法の施行に伴い、令和6年度以降、医療法第25条第1項に基づく立入検査において新たに確認が必要な検査項目があります。

項 目	概 要	対 象
1. 面接指導の実施 (法第108条第1項)	時間外・休日労働が月100時間以上となることが見込まれる医師（面接指導対象医師）に対して、医療法上の面接指導が実施されていることを確認。	全医療機関
2. 就業上の措置 (時間外・休日労働月100時間以上見込み) (法第108条第5項)	面接指導対象医師に対する面接指導実施後、必要に応じて、労働時間の短縮、宿直の回数の減少その他の適切な措置（就業上の措置）を講じていることを確認。	
3. 就業上の措置 (時間外・休日労働月155時間超) (法第108条第6項)	時間外・休日労働が月155時間超となった医師について、労働時間の短縮のために必要な措置を講じていることを確認。	
4. 勤務間インターバル・代償休息 (法第123条第1項及び第2項)	特定労務管理対象機関に勤務する特例水準の業務に従事する医師（特定対象医師）に対し、勤務間インターバルや代償休息が確保されていることを確認	特定労務管理対象機関

※特定労務管理対象機関：都道府県知事が、病院又は診療所であって、医師をやむを得ず長時間従事させる必要がある業務があると認められるものを、指定した特定地域医療提供機関、連携型特定地域医療提供機関、技能向上集中研修機関及び特定高度技能研修機関の総称。

1. 面接指導の実施

面接指導の実施状況の確認の概要は以下のとおり。

1. 確認事項

時間外・休日労働が月100時間以上とすることが見込まれる医師（面接指導対象医師）に対して、医療法上の面接指導が実施されていることを確認。



2. 確認方法

（1）面接指導対象医師をリストアップ

医療機関に対し、「直近1年間における月別の時間外・休日労働時間数が**100時間以上となった医師**の一覧」の提示を求め、確認対象である面接指導対象医師をリストアップする。



（2）面接指導の実施を確認

- ☐ 「長時間労働医師面接指導結果及び意見書」に必要な事項が記載されており、適切な時期に面接指導が実施されていることを確認。
- ☐ 面接指導実施医師により面接指導が実施されていることを確認。

1. 面接指導の実施

面接指導対象医師のリストアップのイメージは以下のとおり。

(1) 面接指導対象医師をリストアップ

医療機関に対し、「直近1年間における月別の時間外・休日労働時間数が100時間以上となった医師の一覧」の提示を求め、当該面接指導対象医師に対し、面接指導が実施されていることを確認する。

- 医療機関に提示を求める一覧は、「年月」、「氏名」、「時間外・休日労働時間数」が、記載された資料の提示を求めること。
- 対象となる医師は医業（診療）に従事する医師のみ。（産業医、健診センター・血液センター等の診療を直接の目的とする業務を行わない医師は除く。なお、診療に従事する医師であれば、管理監督者も対象となる。）

一覧のイメージ

年月	所属	役職	氏名	超勤
202404	呼吸器内科	医員	〇〇 〇〇	115
202404	循環器内科	副院長	〇〇 〇〇	108.5
202404	循環器内科	専攻医	〇〇 〇〇	109
202406	循環器内科	研修医	〇〇 〇〇	100.5
202406	小児科	研修医	〇〇 〇〇	101
202406	心臓血管外科	専攻医	〇〇 〇〇	119.35
202407	心臓血管外科	部長	〇〇 〇〇	110.63
202408	心臓血管外科	医長	〇〇 〇〇	102.28
202409	消化器外科	専攻医	〇〇 〇〇	103
202409	整形外科	専攻医	〇〇 〇〇	152.33
202410	心臓血管外科	専攻医	〇〇 〇〇	105.5
202410	整形外科	専攻医	〇〇 〇〇	136.41
202410	外科	研修医	〇〇 〇〇	101.5
202410	呼吸器内科	専攻医	〇〇 〇〇	102.95
202411	心臓血管外科	研修医	〇〇 〇〇	100.5
202411	整形外科	医長	〇〇 〇〇	118.91
202411	脳神経外科	専攻医	〇〇 〇〇	111.5
...	...	...	...	...

※一覧について、具体的には、勤怠管理表、勤怠管理システムの記録、その他これらの資料をもとに医療機関が作成した対象者リスト等が考えられる。

【補足・留意事項等】

- 多数の場合は任意の複数名の調査
 - ・検査対象の面接指導対象医師が多数の場合は、対象者の一覧から検査する対象者、年月を指定して検査を行うこと（例：A医師が100時間以上となった5月分等）。検査を行う対象者の具体的な人数は対象医療機関の規模等を踏まえて各都道府県において判断して差し支えないが、必ず複数名（2名以上）について検査すること。
 - ・任意の複数名について検査する場合、「診療科」、「対象年月」、「特定対象医師（特定臨床研修医を含む）か否か」等を確認して検査対象とするなど、面接指導対象医師の背景に偏りが生じないようにすることが望ましい。
- 令和6年度の対応
 - ・令和6年度の立入検査の実施に当たっては、直近1年分ではなく、令和6年4月以降における月別の時間外・休日労働時間数が分かる資料を求める等、施行初年度であることを鑑みた対応としていただいて差し支えない。

1. 面接指導の実施

面接指導の実施の確認の方法のうち、「長時間労働医師面接指導結果及び意見書」の確認のポイントは以下のとおり。

(2) 面接指導の実施を確認

□「長時間労働医師面接指導結果及び意見書」に以下の事項が記載されており、適切な時期に面接指導が実施されていることを確認。

- ① 面接指導の実施年月日
- ② 面接指導対象医師の氏名
- ③ 面接指導を行った面接指導実施医師の氏名
- ④ 面接指導対象医師の勤務の状況
- ⑤ 面接指導対象医師の睡眠の状況
- ⑥ 面接指導対象医師の疲労の蓄積の状況
- ⑦ その他面接指導対象医師の心身の状況

長時間労働医師面接指導結果及び意見書				[管理番号]
面接指導結果・面接指導実施医師意見				
② 対象者氏名			所属	年 月 日
④ 勤務の状況 (労働時間、 労働時間以外の項目)				
⑤ 睡眠負債の状況	(低) 0 1 2 3 (高)	(本人報告・睡眠評価表) (特記事項)		
⑥ 疲労の蓄積の状況	(低) 0 1 2 3 (高)	(労働者の疲労蓄積度自己診断チェックリスト) (特記事項)		
⑦ その他の心身の状況				
本人への指導内容及び 管理者への意見 (複数選択可・該当項目の左に○をつける)				
就業上の措置は不要です				
以下の心身の状況への対処が必要です (○で囲む) 専門医受診勧奨・面談を含む産業医連携・その他 (特記事項へ記載)				
以下の勤務の状況への対処が必要です (○で囲む) 上司相談・面談を含む産業医連携・その他 (特記事項へ記載)				
(特記事項)				
① 面接実施年月日	年 月 日			
面接指導実施医師	(所属)		③氏名 ※署名等	

※上記資料は、法令等で定められた様式ではなく参考にお示ししているものです。
①～⑦以外の項目の設定や、様式のレイアウトは医療機関ごとに異なりますので
ご留意下さい。

【補足・留意事項等】

○面接指導の実施時期

面接指導は、原則、時間外・休日労働時間が月100時間に達するまでの間に実施されている必要があるため、面接実施日が月末近くである等、該当している可能性が考えられる場合には、面接指導実施日までの時間外・休日労働時間を確認すること。なお、特例水準の医師以外で一定の疲労蓄積が認められる場合(※)に該当しない場合には、月100時間以上となった後、遅滞なく実施することも可とされているため、月100時間に達するまでの間に実施していない場合にあっては、このケースに該当するかどうかを確認すること。

※「一定の疲労蓄積が認められる場合」とは、以下のいずれかに該当した場合を指す。

- ・ 前月の時間外・休日労働時間数： 100時間以上
- ・ 直近2週間の1日平均睡眠時間： 6時間未満
- ・ 面接指導の希望：有
- ・ 疲労蓄積度チェック：「労働者の疲労蓄積度自己診断チェックリスト」において、自覚症状がⅣ又は疲労蓄積度の点数が4以上

○書面の確認 (管理者が指定した面接指導実施医師以外の面接指導の場合)

管理者が指定した面接指導実施医師以外の面接指導実施医師により実施されている場合は、その面接指導を証明する書面が管理者に提出されている必要がありますので、書面で提出されていることを確認すること。

1. 面接指導の実施

以下により、面接指導実施医師により面接指導が実施されていることを確認して下さい。

② 面接指導の実施を確認

- ☐ 面接指導実施医師により面接指導が実施されていることを確認。
 - 面接指導実施医師が、医師の健康管理を行うのに必要な知識を修得させるための講習を修了しているか、「修了証書」により確認。
 - 当該医療機関の管理者ではないことを確認。

(別添)	第	号
修了証書		
氏 名		
医籍登録番号		
生年月日		
あなたは長時間労働医師への面接指導の実施に係る研修を修了したことを証します		
修了年月日		
厚生労働省 医政局長		

【補足・留意事項等】

- ・「医師の健康管理を行うのに必要な知識を修得させるための講習」は、令和5年度時点においては、厚生労働省が実施する「面接指導実施医師養成講習会」のみが該当する講習となる。

※参考：「面接指導実施医師養成講習会」の詳細について確認する場合は、以下のURL参照。

<https://ishimensetsu.mhlw.go.jp/04.html>

2. 就業上の措置

面接指導の就業上の措置の実施状況の確認の概要は以下のとおり。

1. 確認事項

時間外・休日労働が月100時間以上となることが見込まれる医師（面接指導対象医師）に対して、医療法上の面接指導が実施されていることを確認の上、面接指導実施医師意見に基づき、措置の要否や措置の内容について記載された記録があることを確認。

2. 確認方法

（1）面接指導対象医師をリストアップ

医療機関に対し、「直近1年間における月別の時間外・休日労働時間数が100時間以上となった医師の一覧」の提示を求め、確認対象である面接指導対象医師をリストアップする。 ※「1. 面接指導の実施」と同じ一覧。

（2）面接指導の就業上の措置の実施を確認

- ☐ 面接指導実施医師の意見に基づく措置内容について、措置の要否や措置の内容について記載された記録があることを確認する。

2. 就業上の措置

(2) 就業上の措置の状況を確認

☐ 面接指導実施医師意見に基づき、措置の可否や措置の内容について記載された記録があることを確認する。

○ 「措置の可否や措置の内容」について記載されていること。

【補足・留意事項等】

- 管理者は、その必要があると認める場合に、適切な就業上の措置を講じなければなりません。
- 具体的措置内容の例は以下のとおり。
 - ・就業上の措置は特に指示なし
 - ・産業医面談を実施した上で最終判断とするが、産業医面談までは就業上の措置は特に指示なし
 - ・慢性睡眠不足の解消のため、当直・連続勤務を制限（〇回/月まで）する
 - ・医療機関の受診後の診断書をもって最終判断とするが、それまでは就業内容を〇〇のみとする
 - ・人間関係に伴うストレス回避のため、就業場所を変更する（手術室での就業を中止し病棟業務のみ）
 - ・心身への健康被害が想定され、就業を制限（時間外労働の制限、就業内容・場所の変更（外来業務のみ等）、就業時間の制限（〇時〇分～〇時〇分まで）等）する 等
- 就業上の措置の可否の判断や実施内容の妥当性を確認する趣旨ではなく、面接指導実施医師の意見聴取・可否判断の有無・措置の実施といった法令で規定されている健康確保のための手続が実施されているかという観点で確認してください。

長時間労働医師面接指導結果及び意見書

[管理番号]

面接指導結果・面接指導実施医師意見				
対象者氏名			所属	
			生年月日	年 月 日
勤務の状況 (労働時間、 労働時間以外の項目)				
睡眠負債の状況	(低) 0	1	2	3 (高) (本人報告・睡眠評価表) (特記事項)
疲労の蓄積の状況	(低) 0	1	2	3 (高) (労働者の疲労蓄積度自己診断チェックリスト) (特記事項)
その他の心身の状況				
本人への指導内容 及び 管理者への意見 (複数選択可・該当項目の左に○をつける)				
就業上の措置は不要です				
以下の心身の状況への対処が必要です (○で囲む) 専門医受診勧奨・面談を含む産業医連携・その他 (特記事項へ記載)				
以下の勤務の状況への対処が必要です (○で囲む) 上司相談・面談を含む産業医連携・その他 (特記事項へ記載)				
(特記事項)				
面接実施年月日	年 月 日			
面接指導実施医師	(所属)	(氏名) ※署名等		

面接指導実施医師は、この点線まで記載した段階 (管理者が「面接指導実施医師意見に基づく措置内容」を記載する前) で、本書面を被面接医に渡してください。

面接指導実施医師意見に基づく措置内容 (管理者及び事業者が記載)	
※時間外・休日労働が月155時間を超えた被面接医には労働時間短縮のための措置が必要です。 年 月 日	
確認欄 (署名等) ※提出を受けた医療機関で記載してください。	
医療機関名 (管理者)	(事業者)

3. 就業上の措置（155時間超の場合）

1. 確認事項

時間外・休日労働が月155時間超となった医師について、労働時間の短縮のために必要な措置を講じていることを確認。



2. 確認方法

（1）対象の医師をリストアップ

医療機関に対し、「直近1年間における月別の時間外・休日労働時間数が**155時間超となった医師**の一覧」の提示を求め、確認対象である医師をリストアップする。



（2）労働時間短縮のための措置を確認する

- ☐ 労働時間短縮のための必要な措置の内容について、記載された記録があることを確認する。

3. 就業上の措置（155時間超の場合）

（2）労働時間短縮のための措置を確認

- ☐ 労働時間短縮のための必要な措置の内容について、記載された記録があることを確認する。
- ☐ 「措置の内容」について記載されていること。

時間外・休日労働が155時間超となった医師の措置について

労働時間短縮のための措置内容

（管理者）

年 月 日

※上記資料は、法令等で定められた様式ではなく参考にお示ししているものです。
様式のレイアウトは医療機関ごとに異なりますのでご留意下さい。

【補足・留意事項等】

- 月の時間外・休日労働が155時間を超える場合、管理者は労働時間短縮のために必要な措置を講じなければなりません。労働時間短縮のための措置の内容が記載されていることが必要です。
- 具体的措置内容の例は以下のとおり。
 - ・ 慢性睡眠不足の解消のため、当直・連続勤務を制限（〇回 / 月まで）する
 - ・ 医療機関の受診後の診断書をもって最終判断とするが、それまでは就業内容を〇〇のみとする
 - ・ 人間関係に伴うストレス回避のため、就業場所を変更する（手術室での就業を中止し病棟業務のみ）
 - ・ 心身への健康被害が想定され、就業を制限（時間外労働の制限、就業内容・場所の変更（外来業務のみ等）、就業時間の制限（〇時〇分～〇時〇分まで）等）する 等
- 労働時間短縮のための措置の実施内容の妥当性を確認する趣旨ではなく、法令で規定されている健康確保のための措置が実施されているかという観点で確認してください。

4. 勤務間インターバル・代償休息の確保

対象：特定労務管理対象機関

1. 確認事項

特定労務管理対象機関の特定対象医師について、勤務間インターバルや代償休息が確保されていることを確認。

2. 確認方法

(1) 特定対象医師の名簿の提示

- 医療機関に対し、特定対象医師の名簿の提示を求め、当該リストから確認対象とする複数の医師を指定する。

(2) 勤務状況が分かる資料の提示

- 指定した医師に関し、「直近1年間のうち任意の1ヶ月分の勤務予定及び勤務時間の実績等の勤務状況が分かる資料」の提示を求める。

(3) 勤務間インターバル・代償休息の確保状況を確認する

- 勤務状況が分かる資料を確認し、指定した医師について勤務間インターバル・代償休息の確保状況を確認する。

※特定対象医師：特定労務管理対象機関に勤務する医師のうち、その予定されている労働時間の状況が1年について時間外・休日労働時間が960時間を超えることが見込まれる者

4 勤務間インターバル・代償休息の確保

2. 確認方法

(1) 特定対象医師の名簿の提示

- 医療機関に対し、「特定対象医師の名簿」の提示を求め、当該名簿から確認対象とする複数の医師を指定する。
(指定の際、特定臨床研修医がいる場合には特定臨床研修医を含むこと。)

特定対象医師の名簿

特定対象医師一覧

起算日：令和6年4月1日

特例水準	診療科	医師氏名	延長することができる 時間数（法定労働時間 を超える時間数）
B水準	〇〇科	〇〇 〇〇	1000時間
B水準	〇〇科	〇〇 〇〇	1200時間
B水準	〇〇科	〇〇 〇〇	1200時間
連携B水準	〇〇科	〇〇 〇〇	800時間
連携B水準	〇〇科	〇〇 〇〇	870時間
C水準	臨床研修医	〇〇 〇〇	1100時間
C水準	〇〇科	〇〇 〇〇	1200時間
C水準	〇〇科	〇〇 〇〇	1200時間
...	...	...	...
...	...	...	...
...	...	...	...

※上記資料は、法令等で定められた様式ではなく参考にお示ししているものです。
様式のレイアウトは医療機関ごとに異なりますのでご留意下さい。

【令和6年度の対応】

- 令和6年度の立入検査の実施に当たっては、直近1年分ではなく令和6年4月以降の月別の時間外・休日労働時間数が分かる資料を求める等、施行初年度であることを鑑みた対応として差し支えない。

4 勤務間インターバル・代償休息の確保

(2) 勤務状況が分かる資料の提示

□ 指定した医師に関し、以下の項目が記載されている勤務状況が分かる資料の提示を求める。

○ 勤務予定開始・終了時間、勤務開始・終了時間の実績が記載されていること(※)。

※兼業・副業先の勤務時間を含む。労働時間に該当しない研さん等の時間は勤務時間に含まない。

○ その他、円滑な確認のため以下についても記載または別途資料の提出を求めること。

- ・ 宿日直の時間及びそのうち許可あり宿日直の時間
- ・ 勤務間インターバルの確保方法(どのパターンか)
- ・ 勤務間インターバルの確保時間
- ・ 勤務間インターバル中に発生したやむを得ない業務の時間
- ・ 代償休息を確保した日時

【立入検査の実施準備に当たっての補足・留意事項等】

上記の「勤務状況が分かる資料」は、勤怠管理システム等で管理されていることが想定されるが、資料として常備していない項目が含まれることも想定されるため、医療機関は資料の準備に時間を要すると考えられる。円滑な検査の実施に資するよう例えば以下のような工夫を検討することが望ましい。

- ・ 立入検査の1週間前までに特定対象医師のリストの提出を求める。
- ・ リストの提出を受けて、検査日の数日前までに、立入検査当日に確認する特定対象医師の複数名の特定の月の指定を伝え、当該医師の勤務状況が分かる資料の準備を指示する。その際に、リストに特定臨床研修医が含まれる場合は、1名以上指定する。

Ex) 特定対象医師(A診療科)の8月分、特定対象医師(B診療科)の10月分、特定臨床研修医の11月分

勤務状況が分かる資料(イメージ)

日付	パターン	勤務予定	勤務開始～終了時間	宿日直従事時間 (うち、許可あり宿日直 直従事時間)	インターバル時間	時間数	インターバル中に発生 したやむを得ない業務 に従事した勤務時間	代償休息の付与日時
7/1(土)		休み						
7/2(日)		休み						
7/3(月)	24/9	8:30～17:15	8:30～23:30		23:30～24:00	00:30		
7/4(火)	24/9(許可有)	8:30～24:00	8:30～24:00	17:15～24:00 (17:15～24:00)	0:00～8:30 17:15～24:00	08:30 06:45	2:00～3:00	7/18 8:30～9:30
7/5(水)	"	0:00～8:30	0:00～12:00	0:00～8:30 (0:00～8:30)	0:00～2:15	02:15		
7/6(木)	24/9	8:30～17:15	8:30～21:00		21:00～24:00	03:00		
7/7(金)	24/9	兼業等 8:30～17:15	8:30～22:00		0:00～6:00 22:00～24:00	06:00 02:00		
7/8(土)		休み			0:00～7:00	07:00		
7/9(日)	46/18	8:30～24:00	8:30～24:00	17:15～24:00				
7/10(月)	"	0:00～8:30	0:00～12:30	0:00～8:30	12:30～24:00	11:30		
7/11(火)	24/9	兼業等 8:30～12:30 18:45～23:30	8:30～12:30 18:45～23:30		0:00～6:30	06:30		
7/12(水)	24/9	兼業等 8:30～17:15	8:30～19:00		23:30～24:00	00:30	1:00～4:00	7/23 8:30～10:30, 7/25 8:30～9:30
7/13(木)		休み			0:00～4:00	04:00		
7/14(金)	46/18	8:30～24:00	8:30～24:00	17:15～24:00 (23:00～24:00)				
7/15(土)	"	0:00～12:00	0:00～12:00	0:00～8:30 (0:00～5:00)	12:00～24:00	12:00	22:00～24:00	7/29 8:30～10:30
7/16(日)		休み			0:00～6:00	06:00		
7/17(月)		休み						
7/18(火)	24/9	8:30～17:15	9:30～22:00		22:00～24:00	02:00		
7/19(水)	24/9	兼業等 8:30～17:15	8:30～20:45		0:00～7:00 20:45～24:00	07:00 03:15		
7/20(木)	24/9(15超)	8:30～24:00	8:30～24:00		0:00～5:45	05:45	0:00～2:00	8/1 8:30～10:30
7/21(金)	"	0:00～1:30 8:30～17:15	0:00～1:30 10:30～17:15		1:30～8:30 17:15～24:00	07:00 06:45	22:00～22:30 23:30～0:00	7/21 8:30～10:30 8/11 8:30～9:30
7/22(土)		休み			0:00～2:15	02:15	1:00～1:30	8/11 9:30～10:00
7/23(日)	24/9(許可有)	8:30～17:15 17:15～24:00	10:30～17:15 17:15～24:00	17:15～24:00 (17:15～24:00)	17:15～24:00	06:45	(23:30～24:00)	8/18 11:30～12:00
7/24(月)	"	0:00～8:30	0:00～8:30	0:00～8:30 (0:00～8:30)	0:00～2:15	02:15		
7/25(火)	24/9	兼業等 9:30～18:15	9:30～23:30		23:30～24:00	00:30		
7/26(水)	24/9	8:30～17:15	9:30～21:30		0:00～8:30 21:30～24:00	08:30 02:30		
7/27(木)	48/24	17:15～24:00	17:15～24:00	17:15～24:00	0:00～6:30	06:30		
7/28(金)	"	0:00～8:30	0:00～8:30	0:00～8:30	8:30～24:00	15:30	16:00～18:00	8/21 8:30～10:30
7/29(土)	24/9	8:30～17:15	10:30～12:30 (PM休)		0:00～8:30 12:30～21:30	08:30 09:00		
7/30(日)	24/9(許可有)	8:30～18:30	8:30～18:30	8:30～18:30 (8:30～18:30)	8:30～17:30	09:00	(12:00～13:00)	8/21 10:30～11:30
7/31(月)	24/9	8:30～17:15	8:30～21:00		21:00～24:00	03:00		
8/1(火)					0:00～6:00	06:00		

ogawa_model

※上記資料は、立入検査の実施方法を説明するため、多くの事例を盛り込んだ資料としており、特定臨床研修医と特定臨床研修医以外の勤務状況が混在している等、架空の勤務状況の資料となっております。

4 勤務間インターバル・代償休息の確保

【 ① 宿日直勤務がない勤務日の確認 】

(2) 勤務間インターバル・代償休息の確保状況を確認

勤務状況が分かる資料（イメージ）

① 宿日直勤務がない勤務日の確認

- 事前に予定された業務の開始時間から**24時間**が経過するまでに**9時間の継続した休息時間**が確保できているか確認。
- 9時間の継続した休息時間中にやむを得ない業務が発生した場合は、代償休息が確保されているか確認。

<宿日直について（用語解説）>

○許可あり宿日直（＝特定宿日直）

宿日直勤務で断続的な業務について、労働基準法施行規則第23条の許可を受けたもの。時間外・休日労働時間の時間数としては計上しない。

○許可なし宿日直

上記の許可を受けていない宿日直。

（注）医療機関において、夜間帯の労働を所定労働時間の「夜勤」と整理している場合においても、医療機関内の規則等における夜勤業務の明確化により、通常の日勤業務よりも労働密度が低い業務であることが確認できる場合を含む。

日付	パターン	勤務予定	勤務開始～終了時間	宿日直従事時間 （うち、許可ありの宿日直従事時間）	インターバル時間	時間数	インターバル中に発生したやむを得ない業務に従事した勤務時間	代償休息の付与日時
7/1（土）		休み						
7/2（日）		休み						
7/3（月）	24/9	8:30～17:15	8:30～23:30		23:30～24:00	00:30		
7/4（火）	24/9（許可あり）	8:30～24:00	8:30～24:00	17:15～24:00 （17:15～24:00）	17:15～24:00	06:45	2:00～3:00	7/18 8:30～9:30
7/5（水）	"	0:00～8:30	0:00～12:00	0:00～8:30 （0:00～8:30）	0:00～2:15	02:15		
7/6（木）	24/9	8:30～17:15	8:30～21:00		21:00～24:00	03:00		
7/7（金）	24/9	兼業等 8:30～17:15	8:30～22:00		0:00～6:00	06:00		
7/8（土）		休み			22:00～24:00	02:00		
7/9（日）	46/18	8:30～24:00	8:30～24:00	17:15～24:00	0:00～7:00	07:00		
7/10（月）	"	0:00～8:30	0:00～12:30	0:00～8:30	12:30～24:00	11:30		
7/11（火）	24/9	兼業等 8:30～12:30	8:30～12:30		0:00～6:30	06:30		
	"	18:45～23:30	18:45～23:30		23:30～24:00	00:30		
7/12（水）	24/9	兼業等 8:30～17:15	8:30～19:00		0:00～8:30	08:30	1:00～4:00	7/23 8:30～10:30、 7/25 8:30～9:30
					19:00～24:00	05:00		
7/13（木）		休み			0:00～4:00	04:00		
7/14（金）	46/18	8:30～24:00	8:30～24:00	17:15～24:00 （23:00～24:00）				
7/15（土）	"	0:00～12:00	0:00～12:00	0:00～8:30 （0:00～5:00）	12:00～24:00	12:00	22:00～24:00	7/29 8:30～10:30
7/16（日）		休み						
7/17（月）		休み			0:00～6:00	06:00		
7/18（火）	24/9	8:30～17:15	9:30～22:00		22:00～24:00	02:00		
7/19（水）	24/9	兼業等 8:30～17:15	8:30～20:45		0:00～7:00	07:00		
					20:45～24:00	03:15		
7/20（木）	24/9（15超）	8:30～24:00	8:30～24:00		0:00～5:45	05:45	0:00～2:00	8/1 8:30～10:30
7/21（金）	"	0:00～1:30	0:00～1:30		1:30～8:30	07:00		7/21 8:30～10:30
	24/9	8:30～17:15	10:30～17:15		17:15～24:00	06:45	22:00～22:30 23:30～0:00	8/11 8:30～9:30
7/22（土）		休み			0:00～2:15	02:15	1:00～1:30	8/11 9:30～10:00
7/23（日）	24/9（許可あり）	8:30～17:15 17:15～24:00	10:30～17:15 17:15～24:00	17:15～24:00 （17:15～24:00）	17:15～24:00	06:45	（23:30～24:00）	8/18 11:30～12:00
7/24（月）	"	0:00～8:30	0:00～8:30	0:00～8:30 （0:00～8:30）	0:00～2:15	02:15		
7/25（火）	24/9	兼業等 9:30～18:15	9:30～23:30		23:30～24:00	00:30		
7/26（水）	24/9	8:30～17:15	9:30～21:30		0:00～8:30	08:30		
					21:30～24:00	02:30		
7/27（木）	48/24	17:15～24:00	17:15～24:00	17:15～24:00	0:00～6:30	06:30		
7/28（金）	"	0:00～8:30	0:00～8:30	0:00～8:30	8:30～24:00	15:30	16:00～18:00	8/21 8:30～10:30
7/29（土）	"				0:00～8:30	08:30		
	24/9	8:30～17:15	10:30～12:30 （PM休）		12:30～21:30	09:00		
7/30（日）	24/9（許可あり）	8:30～18:30	8:30～18:30	8:30～18:30 （8:30～18:30）	8:30～17:30	09:00	（12:00～13:00）	8/21 10:30～11:30
7/31（月）	24/9	8:30～17:15	8:30～21:00		21:00～24:00	03:00		
8/1（火）					0:00～6:00	06:00		

※上記資料は、立入検査の実施方法を説明するため、多くの事例を盛り込んだ資料としており、特定臨床研修医と特定臨床研修医以外の勤務状況が混在している等、架空の勤務状況の資料となっております。

4 勤務間インターバル・代償休息の確保

【 ① 宿日直勤務がない勤務日の確認 】

① 宿日直勤務がない勤務日の確認方法

- 事前に予定された業務の開始時間から**24時間が経過するまでに9時間の継続した休息时间**が確保できているか確認。
 - ①で勤務間インターバルが9時間確保されていることを確認
 - ②で勤務間インターバルが24時間が経過する前に確保されていることを確認
- 9時間の継続した休息时间中にやむを得ない業務が発生した場合は、代償休息が確保されているか確認。
 - ③で勤務間インターバル中にやむを得ない業務の発生の有無を確認。
 - ④で代償休息の取得について確認

日付	パターン	勤務予定	勤務開始～終了時間	宿日直従事時間 (うち、許可有の宿日直従事時間)	① インターバル時間	② 時間数	③ インターバル中に発生 したやむを得ない業務 に従事した勤務時間	④ 代償休息の付与日時
7/11 (火)	24/9	兼業等 8:30~12:30	8:30~12:30					
	"	18:45~23:30	18:45~23:30		23:30~24:00	00:30		
7/12 (水)	24/9	兼業等 8:30~17:15	8:30~19:00		0:00~8:30	08:30	1:00~4:00	7/23 8:30~10:30、 7/25 8:30~9:30
					19:00~24:00	05:00		
7/13 (木)		休み			0:00~4:00	04:00		

4 勤務間インターバル・代償休息の確保

【② 9時間の継続した許可あり宿日直がある勤務日】

(2) 勤務間インターバル・代償休息の確保状況を確認

勤務状況が分かる資料（イメージ）

② 9時間の継続した許可あり宿日直がある勤務日

- 事前に予定された業務の開始時間から**24時間が経過する前に9時間の継続した許可あり宿日直が確保できているか確認。**
- 特定臨床研修医の場合は、許可あり宿日直中に業務が発生した場合は、代償休息が確保されているか確認。

【補足・留意事項等】

- ・勤務間インターバルとみなす許可あり宿日直は9時間の継続した宿日直である必要がある。（例えば、5時間の許可あり宿日直の後、4時間以上の休息時間があっても不可。）
- ・特定臨床研修医の場合は、9時間の継続した許可あり宿日直中にやむを得ない業務が発生した場合、代償休息の付与が義務とされているため、付与の状況を確認。

なお、特定臨床研修医以外の特定対象医師については配慮義務であり、どのような配慮がなされているか確認。

日付	パターン	勤務予定	勤務開始～終了時間	宿日直従事時間 (うち、許可有の宿日直従事時間)	インターバル時間	時間数	インターバル中に発生したやむを得ない業務に従事した勤務時間	代償休息の付与日時
7/1 (土)		休み						
7/2 (日)		休み						
7/3 (月)	24/9	8:30～17:15	8:30～23:30		23:30～24:00	00:30		
7/4 (火)	24/9 (許可有)	8:30～24:00	8:30～24:00	17:15～24:00 (17:15～24:00)	0:00～8:30 17:15～24:00	08:30 06:45	2:00～3:00	7/18 8:30～9:30
7/5 (水)	"	0:00～8:30	0:00～12:00	0:00～8:30 (0:00～8:30)	0:00～2:15	02:15		
7/6 (木)	24/9	8:30～17:15	8:30～21:00		21:00～24:00	03:00		
7/7 (金)	24/9	兼業等 8:30～17:15	8:30～22:00		0:00～6:00 22:00～24:00	06:00 02:00		
7/8 (土)		休み			0:00～7:00	07:00		
7/9 (日)	46/18	8:30～24:00	8:30～24:00	17:15～24:00				
7/10 (月)	"	0:00～8:30	0:00～12:30	0:00～8:30	12:30～24:00	11:30		
7/11 (火)	24/9	兼業等 8:30～12:30 18:45～23:30	8:30～12:30 18:45～23:30		0:00～6:30 23:30～24:00	06:30 00:30		
7/12 (水)	24/9	兼業等 8:30～17:15	8:30～19:00		0:00～8:30 19:00～24:00	08:30 05:00	1:00～4:00	7/23 8:30～10:30、 7/25 8:30～9:30
7/13 (木)		休み			0:00～4:00	04:00		
7/14 (金)	46/18	8:30～24:00	8:30～24:00	17:15～24:00 (23:00～24:00)				
7/15 (土)	"	0:00～12:00	0:00～12:00	0:00～8:30 (0:00～5:00)	12:00～24:00	12:00	22:00～24:00	7/29 8:30～10:30
7/16 (日)		休み			0:00～6:00	06:00		
7/17 (月)		休み						
7/18 (火)	24/9	8:30～17:15	9:30～22:00		22:00～24:00	02:00		
7/19 (水)	24/9	兼業等 8:30～17:15	8:30～20:45		0:00～7:00 20:45～24:00	07:00 03:15		
7/20 (木)	24/9 (15超)	8:30～24:00	8:30～24:00		0:00～5:45	05:45	0:00～2:00	8/1 8:30～10:30
7/21 (金)	"	0:00～1:30 8:30～17:15	0:00～1:30 10:30～17:15		1:30～8:30 17:15～24:00	07:00 06:45	22:00～22:30 23:30～0:00	7/21 8:30～10:30 8/11 8:30～9:30
7/22 (土)		休み			0:00～2:15	02:15	1:00～1:30	8/11 9:30～10:00
7/23 (日)	24/9 (許可有)	8:30～17:15 17:15～24:00	10:30～17:15 17:15～24:00	17:15～24:00 (17:15～24:00)	17:15～24:00	06:45	(23:30～24:00)	8/18 11:30～12:00
7/24 (月)	"	0:00～8:30	0:00～8:30	0:00～8:30 (0:00～8:30)	0:00～2:15	02:15		
7/25 (火)	24/9	兼業等 9:30～18:15	9:30～23:30		23:30～24:00	00:30		
7/26 (水)		休み			0:00～8:30 21:30～24:00	08:30 02:30		
7/27 (木)	48/24	17:15～24:00	17:15～24:00	17:15～24:00	0:00～6:30	06:30		
7/28 (金)	"	0:00～8:30	0:00～8:30	0:00～8:30	8:30～24:00	15:30	16:00～18:00	8/21 8:30～10:30
7/29 (土)	24/9	8:30～17:15	10:30～12:30 (PM休)		0:00～8:30 12:30～21:30	08:30 09:00		
7/30 (日)	24/9 (許可有)	8:30～18:30	8:30～18:30	8:30～18:30 (8:30～18:30)	8:30～17:30	09:00	(12:00～13:00)	8/21 10:30～11:30
7/31 (月)	24/9	8:30～17:15	8:30～21:00		21:00～24:00	03:00		
8/1 (火)					0:00～6:00	06:00		

ogawa_model

※上記資料は、立入検査の実施方法を説明するため、多くの事例を盛り込んだ資料としており、特定臨床研修医と特定臨床研修医以外の勤務状況が混在している等、架空の勤務状況の資料となっております。

4 勤務間インターバル・代償休息の確保

【 ② 9時間の継続した許可あり宿日直がある勤務日の確認方法 】

② 9時間の継続した許可あり宿日直がある勤務日の確認方法

- 事前に予定された業務の開始時間から**24時間が経過する前に9時間の継続した許可あり宿日直**が確保できているか確認。
 - ①～②で事前に予定された業務の**開始時間から24時間以内に（②）9時間の継続した許可あり宿日直（①）**があることを確認。
- 特定臨床研修医の場合は、許可あり宿日直中に業務が発生した場合は、代償休息が確保されているか確認。
 - ③で勤務間インターバル（9時間の継続した許可あり宿日直）中にやむを得ない業務の発生の有無を確認。
 - ④で代償休息の取得について確認

日付	パターン	勤務予定	勤務開始～終了時間	宿日直従事時間 (うち、許可有の宿日直従事時間)	① インターバル時間	② 時間数	③ インターバル中に発生 したやむを得ない業務 に従事した勤務時間	④ 代償休息の付与日時
7/4 (火)	24/9 (許可有)	8:30～24:00	8:30～24:00	17:15～24:00 (17:15～24:00)	17:15～24:00	06:45		
7/5 (水)	"	0:00～8:30	0:00～12:00	0:00～ 8:30 (0:00～8:30)	0:00～2:15	02:15		
...								
7/23 (日)	24/9 (許可有)	8:30～17:15 17:15～24:00	10:30～17:15 17:15～24:00	17:15～24:00 (17:15～24:00)	17:15～24:00	06:45	(23:30～24:00)	8/18 11:30～12:00
7/24 (月)	"	0:00～8:30	0:00～8:30	0:00～ 8:30 (0:00～8:30)	0:00～2:15	02:15		
	24/9	兼業等 9:30～18:15	9:30～23:30		23:30～24:00	00:30		

4 勤務間インターバル・代償休息の確保

【 ③ 許可なし宿日直がある勤務日（特定臨床研修医以外の特定対象医師） 】

（2）勤務間インターバル・代償休息の確保状況を確認

勤務状況が分かる資料（イメージ）

③ 許可なし宿日直がある勤務日（特定臨床研修医以外の特定対象医師）

- 事前に予定された業務の開始時間から**46時間**が経過する前に**18時間の継続した休息時間**が確保できているか確認。
- 18時間の継続した休息時間中にやむを得ない業務が発生した場合は、代償休息が確保されているか確認。

【補足・留意事項等】

- ・ 事前に予定された業務の開始時間から28時間経過するまでに、許可なし宿日直があること。
- ・ 事前に予定された業務の開始時間から28時間経過するまでに、9時間未満の許可あり宿日直があっても構わない。
- ・ 18時間の継続した休息時間中に、許可あり宿日直を入れる予定は立てられないこと。

日付	パターン	勤務予定	勤務開始～終了時間	宿日直従事時間 (うち、許可有の宿日直従事時間)	インターバル時間	時間数	インターバル中に発生したやむを得ない業務に従事した勤務時間	代償休息の付与日時
7/1 (土)		休み						
7/2 (日)		休み						
7/3 (月)	24/9	8:30～17:15	8:30～23:30		23:30～24:00	00:30		
7/4 (火)	24/9 (許可有)	8:30～24:00	8:30～24:00	17:15～24:00 (17:15～24:00)	0:00～8:30 17:15～24:00	08:30 06:45	2:00～3:00	7/18 8:30～9:30
7/5 (水)	"	0:00～8:30	0:00～12:00	0:00～8:30 (0:00～8:30)	0:00～2:15	02:15		
7/6 (木)	24/9	8:30～17:15	8:30～21:00		21:00～24:00	03:00		
7/7 (金)	24/9	兼業等 8:30～17:15	8:30～22:00		0:00～6:00 22:00～24:00	06:00 02:00		
7/8 (土)		休み			0:00～7:00	07:00		
7/9 (日)	46/18	8:30～24:00	8:30～24:00	17:15～24:00				
7/10 (月)	"	0:00～8:30	0:00～12:30	0:00～8:30	12:30～24:00	11:30		
7/11 (火)	24/9	兼業等 8:30～12:30 18:45～23:30	8:30～12:30 18:45～23:30		0:00～6:30 23:30～24:00	06:30 00:30		
7/12 (水)	24/9	兼業等 8:30～17:15	8:30～19:00		0:00～8:30 19:00～24:00	08:30 05:00	1:00～4:00	7/23 8:30～10:30、 7/25 8:30～9:30
7/13 (木)		休み			0:00～4:00	04:00		
7/14 (金)	46/18	8:30～24:00	8:30～24:00	17:15～24:00 (23:00～24:00)				
7/15 (土)	"	0:00～12:00	0:00～12:00	0:00～8:30 (0:00～5:00)	12:00～24:00	12:00	22:00～24:00	7/29 8:30～10:30
7/16 (日)		休み			0:00～6:00	06:00		
7/17 (月)		休み						
7/18 (火)	24/9	8:30～17:15	9:30～22:00		22:00～24:00	02:00		
7/19 (水)	24/9	兼業等 8:30～17:15	8:30～20:45		0:00～7:00 20:45～24:00	07:00 03:15		
7/20 (木)	24/9 (15超)	8:30～24:00	8:30～24:00		0:00～5:45	05:45	0:00～2:00	8/1 8:30～10:30
7/21 (金)	"	0:00～1:30 8:30～17:15	0:00～1:30 10:30～17:15		1:30～8:30 17:15～24:00	07:00 06:45	22:00～22:30 23:30～0:00	7/21 8:30～10:30 8/11 8:30～9:30
7/22 (土)		休み			0:00～2:15	02:15	1:00～1:30	8/11 9:30～10:00
7/23 (日)	24/9 (許可有)	8:30～17:15 17:15～24:00	10:30～17:15 17:15～24:00	17:15～24:00 (17:15～24:00)	17:15～24:00	06:45	(23:30～24:00)	8/18 11:30～12:00
7/24 (月)	"	0:00～8:30	0:00～8:30	0:00～8:30 (0:00～8:30)	0:00～2:15	02:15		
7/25 (火)	24/9	兼業等 9:30～18:15	9:30～23:30		23:30～24:00	00:30		
7/26 (水)	24/9	8:30～17:15	9:30～21:30		0:00～8:30 21:30～24:00	08:30 02:30		
7/27 (木)	48/24	17:15～24:00	17:15～24:00	17:15～24:00				
7/28 (金)	"	0:00～8:30	0:00～8:30	0:00～8:30	8:30～24:00	15:30	16:00～18:00	8/21 8:30～10:30
7/29 (土)	"				0:00～8:30	08:30		
	24/9	8:30～17:15	10:30～12:30 (PM休)		12:30～21:30	09:00		
7/30 (日)	24/9 (許可有)	8:30～18:30	8:30～18:30	8:30～18:30 (8:30～18:30)	8:30～17:30	09:00	(12:00～13:00)	8/21 10:30～11:30
7/31 (月)	24/9	8:30～17:15	8:30～21:00		21:00～24:00	03:00		
8/1 (火)					0:00～6:00	06:00		

ogawa_model

※上記資料は、立入検査の実施方法を説明するため、多くの事例を盛り込んだ資料としており、特定臨床研修医と特定臨床研修医以外の勤務状況が混在している等、架空の勤務状況の資料となっております。

4 勤務間インターバル・代償休息の確保

【 ③ 許可なし宿日直がある勤務日（特定臨床研修医以外の特定対象医師） 】

③ 許可なし宿日直がある勤務日

- 事前に予定された業務の開始時間から**46時間が経過する前に18時間の継続した休息时间**が確保できているか。
 - ☐ ①で勤務間インターバルが18時間確保されていることを確認
 - ☐ ②で勤務間インターバルが46時間が経過する前に確保されていることを確認
- 18時間の継続した休息时间中にやむを得ない業務が発生した場合は、代償休息が確保されているか確認。
 - ☐ ③で勤務間インターバル中にやむを得ない業務の発生の有無を確認。
 - ☐ ④で代償休息の取得について確認

日付	パターン	勤務予定	勤務開始～終了時間	宿日直従事時間 (うち、許可有の宿日直従事時間)	① インターバル時間	② 時間数	③ インターバル中に発生 したやむを得ない業務 に従事した勤務時間	④ 代償休息の付与日時
7/14 (金)	46/18	8:30~24:00	8:30~24:00	17:15~24:00 (23:00~24:00)				
7/15 (土)	"	0:00~12:00	0:00~12:00	0:00~8:30 (0:00~5:00)	12:00~24:00	12:00	22:00~24:00	7/29 8:30~10:30
7/16 (日)		休み			0:00~6:00	06:00		
7/17 (月)		休み						

4 勤務間インターバル・代償休息の確保

【③' 業務の開始時間から48時間が経過する前に24時間の継続した休息時間を確保する場合（特定臨床研修医）】

（2）勤務間インターバル・代償休息の確保状況を確認

勤務状況が分かる資料（イメージ）

③' 業務の開始時間から48時間が経過する前に24時間の継続した休息時間を確保する場合（特定臨床研修医）

- 事前に予定された業務の開始時間から**48時間が経過する前に24時間の継続した休息時間**が確保できているか確認。
- 24時間の継続した休息時間中にやむを得ない業務が発生した場合は、代償休息が確保されているか確認。

【補足・留意事項等】

- ・ 24時間以上の休息確保後に業務が発生した場合は、代償休息の確保は不要
- ・ 24時間の継続した休息時間中に、許可あり宿日直を入れる予定は立てられないこと。
- ・ 事前に予定された業務の開始時間から15時間経過するまでに、「9時間以上の継続した許可あり宿日直」がある場合は、当該ケースではなく、「継続した9時間以上の許可あり宿日直」がある場合になる。

日付	パターン	勤務予定	勤務開始～終了時間	宿日直従事時間 (うち、許可ありの宿日直従事時間)	インターバル時間	時間数	インターバル中に発生したやむを得ない業務に従事した勤務時間	代償休息の付与日時
7/1 (土)		休み						
7/2 (日)		休み						
7/3 (月)	24/9	8:30～17:15	8:30～23:30		23:30～24:00	00:30		
7/4 (火)	24/9 (許可あり)	8:30～24:00	8:30～24:00	17:15～24:00 (17:15～24:00)	0:00～8:30 17:15～24:00	06:45	2:00～3:00	7/18 8:30～9:30
7/5 (水)	"	0:00～8:30	0:00～12:00	0:00～8:30 (0:00～8:30)	0:00～2:15	02:15		
7/6 (木)	24/9	8:30～17:15	8:30～21:00		21:00～24:00	03:00		
7/7 (金)	24/9	兼業等 8:30～17:15	8:30～22:00		0:00～6:00	06:00		
7/8 (土)		休み			22:00～24:00	02:00		
7/9 (日)	46/18	8:30～24:00	8:30～24:00	17:15～24:00	0:00～7:00	07:00		
7/10 (月)	"	0:00～8:30	0:00～12:30	0:00～8:30	12:30～24:00	11:30		
7/11 (火)	24/9	兼業等 8:30～12:30 18:45～23:30	8:30～12:30 18:45～23:30		0:00～6:30	06:30		
7/12 (水)	24/9	兼業等 8:30～17:15	8:30～19:00		23:30～24:00	00:30		
7/13 (木)		休み			0:00～8:30 19:00～24:00	08:30 05:00	1:00～4:00	7/23 8:30～10:30, 7/25 8:30～9:30
7/14 (金)	46/18	8:30～24:00	8:30～24:00	17:15～24:00 (23:00～24:00)	0:00～4:00	04:00		
7/15 (土)	"	0:00～12:00	0:00～12:00	0:00～8:30 (0:00～5:00)	12:00～24:00	12:00	22:00～24:00	7/29 8:30～10:30
7/16 (日)		休み			0:00～6:00	06:00		
7/17 (月)		休み						
7/18 (火)	24/9	8:30～17:15	9:30～22:00		22:00～24:00	02:00		
7/19 (水)	24/9	兼業等 8:30～17:15	8:30～20:45		0:00～7:00 20:45～24:00	07:00 03:15		
7/20 (木)	24/9 (15超)	8:30～24:00	8:30～24:00		0:00～5:45	05:45	0:00～2:00	8/1 8:30～10:30
7/21 (金)	"	0:00～1:30 8:30～17:15	0:00～1:30 10:30～17:15		1:30～8:30 17:15～24:00	07:00 06:45	22:00～22:30 23:30～0:00	7/21 8:30～10:30 8/11 8:30～9:30
7/22 (土)		休み			0:00～2:15	02:15	1:00～1:30	8/11 9:30～10:00
7/23 (日)	24/9 (許可あり)	8:30～17:15 17:15～24:00	10:30～17:15 17:15～24:00	17:15～24:00 (17:15～24:00)	17:15～24:00	06:45	(23:30～24:00)	8/18 11:30～12:00
7/24 (月)	"	0:00～8:30	0:00～8:30	0:00～8:30 (0:00～8:30)	0:00～2:15	02:15		
7/25 (火)	24/9	兼業等 9:30～18:15	9:30～23:30		23:30～24:00	00:30		
7/26 (水)	24/9	8:30～17:15	9:30～21:30		0:00～8:30 21:30～24:00	08:30 02:30		
7/27 (木)		休み			0:00～6:30	06:30		
7/28 (金)	48/24	17:15～24:00	17:15～24:00	17:15～24:00				
7/29 (土)	"	0:00～8:30	0:00～8:30	0:00～8:30	8:30～24:00	15:30	16:00～18:00	8/21 8:30～10:30
7/30 (日)	24/9	8:30～17:15	10:30～12:30 (PM休)		0:00～8:30 12:30～21:30	08:30 09:00		
7/31 (月)	24/9 (許可あり)	8:30～18:30	8:30～18:30	8:30～18:30 (8:30～18:30)	8:30～17:30	09:00	(12:00～13:00)	8/21 10:30～11:30
8/1 (火)	24/9	8:30～17:15	8:30～21:00		21:00～24:00	03:00		
					0:00～6:00	06:00		

ogawa_model

※上記資料は、立入検査の実施方法を説明するため、多くの事例を盛り込んだ資料としており、特定臨床研修医と特定臨床研修医以外の勤務状況が混在している等、架空の勤務状況の資料となっております。

4 勤務間インターバル・代償休息の確保

【③' 業務の開始時間から48時間が経過する前に24時間の継続した休息時間を確保する場合（特定臨床研修医）】

③' 特定臨床研修医において業務の開始時間から48時間が経過する前に24時間の継続した休息時間を確保する場合

- 特定臨床研修医において、事前に予定された業務の開始時間から**48時間が経過する前に24時間の継続した休息時間**が確保できているか。
 - ☐ ①で勤務間インターバルが24時間確保されていることを確認
 - ☐ ②で勤務間インターバルが48時間が経過する前に確保されていることを確認
- 24時間の継続した休息時間中にやむを得ない業務が発生した場合は、代償休息が確保されているか確認。
 - ☐ ③で勤務間インターバル中にやむを得ない業務の発生の有無を確認。
 - ☐ ④で代償休息の取得について確認

日付	パターン	勤務予定	勤務開始～終了時間	宿日直従事時間 (うち、許可有の宿日直従事時間)	① インターバル時間	② 時間数	③ インターバル中に発生 したやむを得ない業務 に従事した勤務時間	④ 代償休息の付与日時
7/27 (木)	48/24	17:15～24:00	17:15～24:00	17:15～24:00				
7/28 (金)	"	0:00～8:30	0:00～8:30	0:00～8:30	8:30～24:00	15:30	16:00～18:00	8/21 8:30～10:30
7/29 (土)	"				0:00～8:30	08:30		
7/29 (土)	24/9	8:30～17:15	10:30～12:30 (PM休)		12:30～21:30	09:00		

4 勤務間インターバル・代償休息の確保

【④ 15時間超の予定された業務に従事する場合】

(2) 勤務間インターバル・代償休息の確保状況を確認

勤務状況が分かる資料（イメージ）

④ 15時間超の予定された業務に従事する場合（特定臨床研修医以外の特定対象医師）

- 15時間を超えた予定勤務時間分について、次の業務の開始までに代償休息が付与されていることを確認。

（ex:17時間の予定された手術に従事した場合、2時間分について、次の業務の開始までに代償休息を付与）

- 代償休息の時間とあわせて9時間の継続した休息時間が確保されていることを確認。

- 上記の休息時間中にやむを得ない業務が発生した場合は、翌月末までに代償休息が確保されているか確認。

【補足・留意事項等】

- ・ 予定された同一の手術（必要な術後の対応を含む）に従事する場合であることが必要。
- ・ 継続して15時間を超えることが予定された同一の業務は、休憩時間を含む、15時間超の時間であること。
- ・ 特定臨床研修医は、当該業務には従事させることが出来ないため、特定臨床研修医以外の特定対象医師であること。

日付	パターン	勤務予定 (休憩1時間含む)	勤務開始～終了時間	宿日直従事時間 (うち、許可有の宿日直従事時間)	インターバル時間	時間数	インターバル中に発生したやむを得ない業務に従事した勤務時間	代償休息の付与日時
7/1 (土)		休み						
7/2 (日)		休み						
7/3 (月)	24/9	8:30～17:15	8:30～23:30		23:30～24:00	00:30		
7/4 (火)	24/9 (許可有)	8:30～24:00	8:30～24:00	17:15～24:00 (17:15～24:00)	0:00～8:30 17:15～24:00	08:30 06:45	2:00～3:00	7/18 8:30～9:30
7/5 (水)	"	0:00～8:30	0:00～12:00	0:00～8:30 (0:00～8:30)	0:00～2:15	02:15		
7/6 (木)	24/9	8:30～17:15	8:30～21:00		21:00～24:00	03:00		
7/7 (金)	24/9	兼業等 8:30～17:15	8:30～22:00		0:00～6:00 22:00～24:00	06:00 02:00		
7/8 (土)		休み			0:00～7:00	07:00		
7/9 (日)	46/18	8:30～24:00	8:30～24:00	17:15～24:00				
7/10 (月)	"	0:00～8:30	0:00～12:30	0:00～8:30	12:30～24:00	11:30		
7/11 (火)	24/9	兼業等 8:30～12:30 18:45～23:30	8:30～12:30 18:45～23:30		0:00～6:30 23:30～24:00	06:30 00:30		
7/12 (水)	24/9	兼業等 8:30～17:15	8:30～19:00		0:00～8:30 19:00～24:00	08:30 05:00	1:00～4:00	7/23 8:30～10:30、 7/25 8:30～9:30
7/13 (木)		休み			0:00～4:00	04:00		
7/14 (金)	46/18	8:30～24:00	8:30～24:00	17:15～24:00 (23:00～24:00)				
7/15 (土)	"	0:00～12:00	0:00～12:00	0:00～8:30 (0:00～5:00)	12:00～24:00	12:00	22:00～24:00	7/29 8:30～10:30
7/16 (日)		休み			0:00～6:00	06:00		
7/17 (月)		休み						
7/18 (火)	24/9	8:30～17:15	9:30～22:00		22:00～24:00	02:00		
7/19 (水)	24/9	兼業等 8:30～17:15	8:30～20:45		0:00～7:00 20:45～24:00	07:00 03:15		
7/20 (木)	24/9 (15超)	8:30～24:00	8:30～24:00		0:00～5:45	05:45	0:00～2:00	8/1 8:30～10:30
7/21 (金)	"	0:00～1:30 8:30～17:15	0:00～1:30 10:30～17:15		1:30～8:30 17:15～24:00	07:00 06:45	22:00～22:30 23:30～0:00	7/21 8:30～10:30 8/11 8:30～9:30
7/22 (土)		休み			0:00～2:15	02:15	1:00～1:30	8/11 9:30～10:00
7/23 (日)	24/9 (許可有)	8:30～17:15 17:15～24:00	10:30～17:15 17:15～24:00	17:15～24:00 (17:15～24:00)	17:15～24:00	06:45	(23:30～24:00)	8/18 11:30～12:00
7/24 (月)	"	0:00～8:30	0:00～8:30	0:00～8:30 (0:00～8:30)	0:00～2:15	02:15		
7/25 (火)	24/9	兼業等 9:30～18:15	9:30～23:30		23:30～24:00	00:30		
7/26 (水)		休み			0:00～8:30 21:30～24:00	08:30 02:30		
7/27 (木)	48/24	17:15～24:00	17:15～24:00	17:15～24:00	0:00～6:30	06:30		
7/28 (金)	"	0:00～8:30	0:00～8:30	0:00～8:30	8:30～24:00	15:30	16:00～18:00	8/21 8:30～10:30
7/29 (土)	"	0:00～8:30	0:00～8:30	0:00～8:30	8:30～24:00	15:30	16:00～18:00	8/21 8:30～10:30
7/30 (日)	24/9 (許可有)	8:30～18:30	8:30～18:30	8:30～18:30 (8:30～18:30)	8:30～17:30	09:00	(12:00～13:00)	8/21 10:30～11:30
7/31 (月)	24/9	8:30～17:15	8:30～21:00		21:00～24:00	03:00		
8/1 (火)					0:00～6:00	06:00		

※上記資料は、立入検査の実施方法を説明するため、多くの事例を盛り込んだ資料としており、特定臨床研修医と特定臨床研修医以外の勤務状況が混在している等、架空の勤務状況の資料となっております。

4 勤務間インターバル・代償休息の確保

【④ 15時間超の予定された業務に従事する場合】

④ 15時間超の予定された業務に従事する場合

○ 15時間を超えた予定勤務時間分について、次の業務の開始までに代償休息が付与されていることを確認。

- ☐ ④で15時間を超えた予定勤務時間分の代償休息が、次の業務の開始までに付与されていることを確認。
(ex:17時間(休憩時間が含む)の予定された手術に従事した場合、2時間分の代償休息を次の業務の開始までに付与)
- ☐ ①で上記の代償休息の時間とあわせて勤務間インターバルが9時間確保されていることを確認。

○ 9時間の継続した休息時間中にやむを得ない業務が発生した場合は、代償休息が確保されているか確認。

- ☐ ③で勤務間インターバル中にやむを得ない業務の発生の有無を確認。
- ☐ ④で代償休息の取得について確認

日付	パターン	勤務予定	勤務開始～終了時間	宿日直従事時間 (うち、許可有の宿日直従事時間)	①		③ インターバル中に発生 したやむを得ない業務 に従事した勤務時間	④ 代償休息の付与日時
					インターバル時間	時間数		
7/20 (木)	24/9 (15超)	8:30～24:00	8:30～24:00					
7/21 (金)	" 24/9	0:00～1:30 8:30～17:15	0:00～1:30 10:30～17:15		1:30～8:30 17:15～24:00	07:00 06:45		7/21 8:30～10:30 8/11 8:30～9:30
7/22 (土)		休み			0:00～2:15	02:15	22:00～22:30 23:30～0:00 1:00～1:30	8/11 9:30～10:00